第285回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

令和８年９月14日

岩手県内水面漁場管理委員会

第285回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

１　開催通知年月日　　令和８年８月７日（金）

２　開 催 年 月 日　　令和８年９月14日（月）午後１時30分から午後２時３分まで

３　開　催　場　所　　岩手県水産会館５階大会議室

４　出　　席　　者

委　　員（８名）

佐藤由也委員、渕貴博委員、中村久美男委員、島川良英委員、松林由里子委員、松岡俊太郎委員、佐野賢治委員、高橋文昭委員

［欠席委員：阿見彌典子委員、峰岸有紀委員］

岩　手　県

森山技監兼水産担当技監、工藤技術参事兼水産振興課総括課長、藤原漁業調整課長、鈴木振興担当課長、中野特命課長、熊谷主任主査、前川技術専門幹、遠藤技師、阿部技師、佐々木技師、志田沿岸広域振興局水産部長、野澤大船渡水産振興センター所長、小川宮古水産振興センター所長、小林内水面水産技術センター所長、今野県北広域振興局水産部水産振興課長

事　務　局

遠藤事務局長、藤原事務局次長、渡邉主任

傍　聴　者

なし

報道関係者

なし

５　委員会の議事

第１号議案　共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について（諮問）

６　報告事項

全国内水面漁場管理委員会連合会 令和８年度東日本ブロック協議会の開催について

７　委員会の経過

遠藤事務局長

それでは定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

佐藤会長

ただ今から、第285回岩手県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

開催にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、また、足元の悪い中を御出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、県の方々にも、出席をいただき、御苦労様でございます。

さて、本日御審議いただく議案でございますが、県から「共同漁業権の遊漁規則の変更認可について」の諮問が１件となってございます。

そのほか、 報告事項が事務局から１件ございますので、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げまして、開会にあたっての御挨拶といたします。

遠藤事務局長

どうもありがとうございました。

それでは、これからの議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。

佐藤会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。

本日は、阿見彌委員、峰岸委員の２名が欠席でございます。しかし８名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてでありますが、岩手県内水面漁場管理委員会規程第８条第２項の規定に基づき、私から指名をさせていただきます。

議事録署名委員として、松岡俊太郎委員と佐野賢治委員にお願いをいたします。

佐藤会長

それでは、第１号議案、「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について(諮問)」を上程します。事務局からの説明をお願いいたします。

遠藤事務局長

それでは、第１号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第１号議案「共同漁業権(第五種共同漁業)の遊漁規則の変更認可について(諮問)」。

要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第４項の規定により、共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について、当委員会の意見を求められているものでございます。

本議案に関連します漁業法の規定につきまして御説明いたしますので、資料の24ページを御覧願います。漁業法の第170条を抜粋してございます。

まず、第１項で、第五種共同漁業の免許を受けた者は、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないことが規定されております。

また、第３項では、遊漁規則を変更しようとする時も、都道府県知事の認可を受けなければならないことが規定されており、この認可の申請があったときは、次の第４項の規定により、都道府県知事は内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないことになっております。今回の知事からの諮問は、この規定に基づくものでございます。

それでは、１ページを御覧願います。令和８年８月28日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出された諮問書の写しでございます。

標題は、「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について（諮問)」。

本文では、先ほど御説明いたしました漁業法の規定により遊漁規則の変更認可申請があったので、委員会の意見を求めることが記載されており、その下に「記」として、申請者、漁業権番号と河川名、それから変更の概要として、「遊漁料及び遊漁の方法（漁法の制限）に係る規定の見直し」であることが記載されてございます。

変更認可申請の内容等につきましては、２ページ以降に資料を添付しておりますので、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

藤原漁業調整課長

県庁水産振興課の藤原でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可」につきまして、御

説明させていただきます。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

初めに、資料の２ページをお開き願います。こちらは、令和８年８月17日付けで、気仙川漁業協同組合から提出のありました遊漁規則変更認可申請書の写しを添付してございます。

今般の気仙川漁業協同組合からの申請は、同漁協が令和５年９月１日に免許を受けた第五種共同漁業権、内共第15号の遊漁規則について、遊漁料等を変更する内容となってございます。

24ページを御覧ください。一番最後のページでございます。先ほど、事務局長から、諮問の根拠となる漁業法第170条の規定について御説明がございましたが、県においては、申請内容が同条第５項の各号に規定する認可要件を満たしているかどうかの確認が必要となります。

具体的には、第１号の「遊漁を不当に制限するものではないこと」、それから、第２号の「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」の２点を確認することとなります。

続きまして、16ページを御覧ください。県では、この認可要件の確認のため、こちらにお示しする「第五種共同漁業権 遊漁規則認可基準」を定めております。

この中で、先ほど御説明いたしました法第170条第５項第１号の「遊漁を不当に制限するものではないこと」に関しましては、第３の「遊漁の不当な制限の禁止」のほか、第４の「能率漁法の制限」、第５の「採捕の方法等」、それから、次のページになりますが、第９の「行使規則との整合性」で確認しております。

また、同項第２号の「遊漁料の額が妥当なものであること」に関しては、16ページに戻っていただきまして、第６の「遊漁料及びその算定方法」で確認することとし、特にも遊漁料の金額については、２で「別に定めるところによる。」として、18ページ以降に、その具体的な確認方法を定めておりますので、18ページをお開き願います。

「遊漁料の算定について」として、18ページから20ページにかけて、遊漁料の額が妥当かどうかを確認するための考え方やその方法を定めたものになりますが、この内容につきましては、今年２月に開催されました第283回委員会において御審議をいただきました、田老町河川漁協等の遊漁規則の変更の際に御説明させていただいておりましたので、ここでの改めての説明は省略させていただきます。

また、この「遊漁料の算定について」と、先ほどの「遊漁規則認可基準」につきましては、21ページ以降に添付しております「遊漁規則の作成及び認可について」として水産庁から通知のあった技術的助言、これにつきましても第283回委員会で御説明させていただいておりますが、この中の22ページをお開きください。22ページの上段に記載の「⑴「遊漁を不当に制限する」かどうかについて」、それから、中段の「⑵「遊漁料の額が妥当かどうか」について」、に則って定めているものとなりますので、後ほど、御確認いただければと存じます。

それでは、３ページを御覧ください。こちらは、漁協が作成しました遊漁規則の変更理由書になりますが、５つの項目に分けて記載されております。

１から３につきましては、遊漁料の額とその運用に関係する規定の見直しで、まず１で、近年の物価や人件費の高騰などから、放流種苗の生産経費等も高騰している実態があること、２で、遊漁人口の動向については、減少・高齢化傾向にあること、の記載があり、この様な実態から、漁場管理に係る収支の適正化を図る必要があるため、遊漁料を値上げし、高齢者の優遇措置についても申請組合の地区である住田町と陸前高田市に住所を有する者に限定することが記載されております。

更に３で、遊漁券の事前購入を徹底し、規則の運用における公平性を図るため、高齢者等の現場加算金の免除規定を廃止することが記載されております。

次の４は、遊漁の方法に関する内容になりますが、漁場環境の保護・保全とあゆ資源の保護を図るため、令和５年度の漁業権切替時に誤って削除してしまった「撒き餌による漁法の制限」を、改めて規定しなおすことと、あゆの遊漁の方法から「餌釣り」を削除することが記載されております。

また、最後の５については、現行の規則において、錯誤により条毎の整合がとれていなかった記載を修正する内容で、後ほど御説明いたしますが、具体的には「こいの遊漁の方法」の記載を修正する内容となっております。

４ページを御覧ください。変更する関係条文を抜粋して、新旧対照表として整理したものとなります。第３条本文で、撒き餌による漁法の禁止と、この漁法にはカッコ書きの中で、あゆの友釣りへの影響や効率よく釣れることによる資源への影響が懸念されるラセン仕掛け、餌容器等を使用する場合を含むことが記載されております。

また、表中、あゆの遊漁の方法から「餌釣り」を削除することと、先ほどの理由書５の錯誤記載の修正に該当する部分になりますが、こいの遊漁の方法に「疑似餌釣り」を追加することが記載されております。

なお、あゆの「餌釣り」削除につきましては、６ページの第９条においても、同様に変更されております。

これらの遊漁の方法に関する変更につきましては、漁業者が遵守すべきルールを定めている行使規則においても同様の内容で制限・規定されていることを確認しておりますので、本申請の変更内容は、遊漁の不当な制限には該当しないものと判断しております。

続きまして、５ページを御覧ください。第６条、遊漁料の額と優遇措置に関する規定の変更となります。第１項本文と第３項中の高齢者の要件を、「住田町と陸前高田市に住所を置く者に限定すること」、第２項の、現場加算金を徴する高齢者の要件は、「住田町と陸前高田市に住所を置く者も含めること」、が記載されております。

また、第１項表中の遊漁料の額につきましては、18ページから20ページに添付しております「遊漁料の算定について」に基づき、単協遊漁料の基準額を算出し、申請のあった変更額の妥当性について審査しておりますので、こちらにつきましては14ページを御覧ください。

こちらは、第五種共同漁業権を取得し、遊漁規則を制定している全ての漁業協同組合の単協遊漁料等を表に整理したものになります。

参考として、表の左端に「増」と記載している箇所がございますが、この「増」の表記がある漁協は、令和５年度の漁業権の一斉切替え時あるいはそれ以降に、従前の遊漁料から増額した漁協になります。

今回申請のありました気仙川漁協も、切替時に遊漁料を増額しておりますが、同漁協では、令和５年の切替え時に、組合員、遊漁者ともに減少傾向にある現状を整理し、次期切替となる令和15年度までの漁場管理に係る収入減を予測・分析しており、この収入減が種苗放流等の漁場管理に重大な影響を及ぼさないよう、段階的に遊漁料を増額する方針を立てております。

今般、直近３カ年の増殖・管理費の実績をもとにして、全魚種の日券を1,400円から1,600円に、年券を10,000円から12,000円に、雑魚の日券を1,200円から1,300円に、年券を8,000円から9,000円に増額する申請内容となっております。

表右側に、前段で御説明した方法に基づいて算出した「基準額」を示しておりますが、申請額は、いずれも基準額を下回っており、遊漁者に過大な負担を求めるものではないことから、県としましては、遊漁料の値上げ額については、妥当な範囲にあるものと判

断いたしました。

気仙川漁業協同組合の遊漁規則変更に係る申請内容の説明は以上でございます。

御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

佐藤会長

ただ今、第１号議案について、事務局および県の方から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

松林委員

御説明ありがとうございます。質問なのですが、前回も遊漁料の設定について同じ質問をさせていただいたかもしれないのですが、今14ページを見ているのですが、「増殖・管理計画に基づく基準額」というのが、実際にかかる金額をもとに計算をされていたのかなと思っておりまして、それに対して、前回も、遊漁料が実際に必要な金額よりも低くて、足りない分は地域の漁協さんの経営努力によってカバーされるという説明をいただいたかなと思っているのですが、今回もそのような内容でよろしいでしょうか。

藤原漁業調整課長

御質問ありがとうございます。まさに御指摘のとおりでございまして、18ページに模式図的に遊漁料の考え方をお示ししておりますが、こちらにございますとおり、遊漁者のみが負担する部分、組合・遊漁者が共通で負担する部分、あとは補助金・協力金で全体の経費をカバーしているのですが、今回の場合、基準額よりも、漁協さんの遊漁料が下になりますので、差額の方は漁協の方でカバーするかたちになります。

松林委員

ありがとうございます。この、差額をカバーしてでも、遊漁料を低めに抑えて、遊漁者、釣りに来ていただける方を増やしたいという考えがあっての、この金額ということでしょうか。

藤原漁業調整課長

遊漁料を上げれば、組合経営としては良いのですけれども、一方で、遊漁者の確保という観点からは相反する部分もございますので、そこのバランスも見て、各漁協さんで判断されているのが遊漁料というもので、必ずしも同じ金額になっていないのはそういったことでございます。

松林委員

ありがとうございます。

佐藤会長

よろしいですか。その他はございませんか。

御意見等がなければ、第１号議案についてお諮りします。

第１号議案、「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について」、知事からの諮問に対し、異議がない旨答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

（全委員挙手 ）

ありがとうございます。

全員賛成でございますので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

第１号議案 終了

佐藤会長

続きまして、「報告事項」に移ります。

報告事項（1）「全国内水面漁場管理委員会連合会 令和８年度東日本ブロック協議会の開催について」事務局から説明をお願いします。

渡邉主任

事務局の渡邉です。それでは、青色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、以降着座での説明とさせていただきます。

全国内水面漁場管理委員会 令和８年度東日本ブロック協議会について、委員の皆様には、８月５日付けの事務連絡にて事前にお知らせをしておりましたが、開催概要について改めて御説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただいて、１ページの１の開催目的ですが、ブロック内の内水面漁場に係る総合的利用のあり方及び当面する諸課題について、会員等関係機関相互の情報交換と解決方策を協議・検討するとともに、会員相互の連携を密にすることを目的とし、毎年開催されているものでございまして、令和８年度は本県盛岡市での開催となります。

開催期日は、令和８年10月28日の水曜日から翌日29日の木曜日の２日間を予定しております。場所につきましては、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングを会場とし、初日に協議会と研修会、翌日は八幡平市にございます県内水面水産技術センターの施設を視察し、その後雫石町に移動しまして、サーモンの生産、養殖を行う安栖養魚場を視察する予定となってございます。

なお、安栖養魚場の視察につきましては、当委員会の渕委員が経営する養魚場であり、今回の視察の受入に御協力いただき、御配慮を賜っております。この場を借りて感謝申し上げます。

具体的な日程につきまして、３の表に整理してございます。遠方から来県される方々もおられますので、10月28日の協議会の開会時間を14時30分としております。当委員会の佐藤会長を初め、来賓として出席が予定されている水産庁の担当官、それから開催県を代表して県農林水産部の森山水産担当技監から御挨拶を頂戴し、その後、佐藤会長が議長となり、議事を進めて参る予定でございます。

議事の内容といたしましては、８月28日に開催された全国内水面漁場管理委員会連合会の第１回漁場管理対策検討会で整理された中央省庁への令和９年度提案項目（案）について、連合会事務局から御説明いただきます。併せまして、事務局県からこの提案項目（案）に関連したアンケート調査の照会があり、取りまとめ結果を当県事務局から説明し、提案項目（案）に対する協議を行う予定です。

また、提案項目の協議以外に、ブロック内での照会事項等、情報交換すべき事項があれば、この場で取り上げ、最後に次年度のブロック協議会の開催県を決定する流れで考えてございます。これは、毎年度開催されているブロック協議会と同様の内容となってございます。

その後、休憩を挟んで、水産庁から「内水面行政に関する話題提供（仮）」、内水面水産技術センターから「岩手県におけるサクラマスの研究について」をテーマとした研修を予定しており、17時15分に閉会の予定でございます。

協議会の終了後、同じホテル内になりますが、場所を移して情報交換会を18時00分から２時間の予定で開催し、初日は終了となる予定です。

翌29日でございますが、貸切バスに乗車いただき、内水面水産技術センターの視察、その後、バスで雫石に移動いたしまして、道の駅でトイレ休憩をとった後、11時10分か

ら安栖養魚場を視察し、12時25分を目途に盛岡駅にて解散とする予定でございます。
次に、参集範囲についてですけれども、全国内水面漁場管理委員会連合会及び事務局、同連合会東日本ブロック内の13都道県内水面漁場管理委員会及び事務局を予定しており、来賓といたしまして水産庁担当課の資源管理部管理調整課、県農林水産部の森山技監に出席いただく予定としております。本日時点の出欠でございますが、協議会につきましては47名、現地視察につきましては38名が出席予定となってございます。
続いてその他でございます。(1) ブロック協議会の開催経費につきましては、会場の借り上げ料、送迎バス借り上げ料、その他資料作成に係る事務経費等、55万円の範囲内で連合会が全て負担することとなってございます。(2) の情報交換会につきましては、おひとり８千円の会費制で実施させていただきます。(3) として当委員会委員の皆様の対応についてでございますが、協議会の席上におきましては、佐藤会長以外の委員の方々はオブザーバー参加となります。申し訳ございませんが、協議会内での御発言はできませんので、御了承をお願いいたします。
おって正式な開催通知を発出いたしますが、現時点で出席未定の委員の皆様におかれましても、全国の委員と交流する貴重な機会ですので、御出席について御検討いただきますようお願い申し上げます。
以上でございます。

佐藤会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お伺いいたします。

（発言なし）

報告事項　終了

佐藤会長

御質問が無ければ、次の「その他」に移りたいと思います。委員の皆様方から、何かございませんか。

（発言なし）

佐藤会長

委員の皆様方からは、ないということでしたので、私から一言。
第１号議案にかけられました、知事からの諮問事項、議案が１件でしたので分かりやすいと思いますが、本日のこの議案について、県の方ではどのように考えているのかな、と。先ほどの藤原課長さんの説明を受ければ当然、状況が状況だから、やむを得ないんだ、という解釈だと思います。しかし、県の方で承知していると思いますが、本県に限らず内水面漁協という団体については、全国的にこのような傾向に動かざるを得ないということが現状だと思います。
したがって、今後もこのような案件が挙がってきた場合には、１件１件対応せざるを得ないのだと思います。ですが、本県においては、内水面漁業協同組合連合会の方で研修会等も計画しているので、そのような場を利用して、県の方から、「結構厳しい状況になっているので、こういう状況を予測しながら、早め早めに手を打ってくださいよ」

というアドバイスをする機会があっても良いのではなかろうかな、と私は思います。

ですので、内水面漁連と協議しながら、内水面漁連の研修会ではそのような講義をされてはいかがな、と思います。

佐藤会長

それでは、その他なければ、県の方からの情報提供はございませんか。

藤原漁業調整課長

今、会長からいただいた意見については、内水面漁連さんと御相談しながら、こういった状況、全ての漁協さんが厳しいのは間違いございませんので、そういった中で、遊漁料をどうしていくのかというのは、目線合わせさせていただければな、と考えてございます。

以上でございます。

佐藤会長

事務局から何かあればお願いします。

遠藤事務局長

それでは、事務局から御連絡でございます。

先ほど、報告事項で御説明しました、本県で開催される東日本ブロック協議会ですが、10月28日には、２題の講演の予定がございます。水産庁から、「内水面行政に係る情報提供」、内水面水産技術センターから、「サクラマスに関する研究」としており、貴重な研修機会となりますので、あらためて委員の皆様の御出席をよろしくお願いいたします。

また、次回の委員会は、緊急の案件がない限り、令和９年２月の開催を予定しております。時期が参りましたら、文書で御案内させていただきます。

以上でございます。

佐藤会長

それでは、これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。

皆様、大変御苦労様でございました。

終了（午後２時３分）